

久喜市議会

令和8年2月定例会議追加議案

(令和8年2月8日上程)

## 議 案 目 録

議案第109号	令和7年度久喜市一般会計補正予算（第11号）について .....	1
議案第110号	令和8年度久喜市一般会計補正予算（第1号）について .....	2
議案第111号	令和8年度久喜市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について .....	3
議案第112号	久喜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例 .....	4
議案第113号	財産の処分について（久喜看護専門学校跡地） .....	7

議案第109号

令和7年度久喜市一般会計補正予算（第11号）について

令和7年度久喜市一般会計補正予算（第11号）を別冊のとおり提出する。

令和8年2月8日提出

久喜市長 梅 田 修 一

議案第 110 号

令和 8 年度久喜市一般会計補正予算（第 1 号）について

令和8年度久喜市一般会計補正予算(第1号)を別冊のとおり提出する。

令和 8 年 2 月 8 日提出

久喜市長 梅 田 修 一

議案第 1 1 1 号

令和 8 年度久喜市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について

令和8年度久喜市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)を別冊のとおり提出する。

令和 8 年 2 月 8 日提出

久喜市長 梅 田 修 一

## 議案第 1 1 2 号

### 久喜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

久喜市国民健康保険税条例(平成22年久喜市条例第64号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「及び」を「、」に改め、「介護納付金」という。)の次に「及び子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)の規定による子ども・子育て支援納付金(以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。)」を加え、同項に次の1号を加える。

(4) 子ども・子育て支援納付金課税額(国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(埼玉県国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。)に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)

第2条第2項ただし書中「65万円」を「66万円」に改め、同条第3項中「属する」の次に「国民健康保険の」を加え、同項ただし書中「24万円」を「26万円」に改め、同条に次の1項を加える。

5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者(地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。)につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。

第3条第1項中「地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)」を「法」に、「7.81」を「8.08」に改める。

第4条中「3万9,000円」を「4万7,500円」に改める。

第5条中「3.09」を「2.82」に改める。

第6条中「1万6,600円」を「1万7,000円」に改める。

第7条中「2.87」を「2.41」に改める。

第8条中「1万6,200円」を「1万7,100円」に改め、同条の次に次の3条を加える。(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額)

第8条の2 第2条第5項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の0.26を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額)

第8条の3 第2条第5項の被保険者均等割額は、被保険者1人について1,600円とする。

(18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額)

第8条の4 第2条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被保険者1人について100円とする。

第20条第1項各号列記以外の部分中「65万円」を「66万円」に、「及び」を「、」に、「24万円」を「26万円」に、「並びに」を「、」に改め、「17万円)」の次に「及び同条第5項の子ども・子育て支援納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額」を加え、同項第1号ア中「2万7,300円」を「3万3,250円」に改め、同号イ中「1万1,620円」を「1万1,900円」に改め、同号ウ中「1万1,340円」を「1万1,970円」に改め、同号に次のように加える。

エ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 1,120円

第20条第1項第2号ア中「1万9,500円」を「2万3,750円」に改め、同号イ中「8,300円」を「8,500円」に改め、同号ウ中「8,100円」を「8,550円」に改め、同号に次のように加える。

エ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 800円

第20条第1項第3号ア中「7,800円」を「9,500円」に改め、同号イ中「3,320円」を「3,400円」に改め、同号ウ中「3,240円」を「3,420円」に改め、同号に次のように加える。

エ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 320円

第20条第2項第1号ア中「5,850円」を「7,125円」に改め、同号イ中「9,750円」を「11,875円」に改め、同号ウ中「15,600円」を「19,000円」に改め、同号エ中「19,500円」を「23,750円」に改め、同項第2号ア中「2,490円」を「2,550円」に改め、同号イ中「4,150円」を「4,250円」に改め、同号ウ中「6,640円」を「6,800円」に改め、同号エ中「8,300円」を「8,500円」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

- ア 前項第1号エに規定する金額を減額した世帯 240円
- イ 前項第2号エに規定する金額を減額した世帯 400円
- ウ 前項第3号エに規定する金額を減額した世帯 640円
- エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 800円

第20条第3項第2号、第4号及び第6号中「算定した被保険者均等割額」の次に「(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)」を加え、同項に次の2号を加える。

- (7) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第8条の2の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (8) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第8条の3の規定により算定した被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

附則第6項、第7項及び第9項から第16項までの規定中「おける第3条」の次に「、第5条、第7条、第8条の2」を加える。

#### 附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(適用区分)

第2条 この条例による改正後の久喜市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

令和8年2月8日提出

久喜市長 梅 田 修 一

#### 提案理由

国民健康保険税の税額及び賦課限度額の改正並びに子ども・子育て支援納付金分の新設について所要の改正をしたいので、この案を提出するものであります。

議案第 1 1 3 号

財産の処分について（久喜看護専門学校跡地）

次のとおり財産を処分することについて、議決を求める。

1 財産の種類

土地

土地の所在	登記地目	地積 (㎡)
久喜市本町5丁目653番1	宅地	994.68

建物

建物の名称	構造	延床面積 (㎡)
校舎	鉄筋コンクリート造 陸屋根3階建	1,444.80

2 売却価格 92,573,635円

3 売却の相手方 埼玉県越谷市南越谷一丁目21番地2  
株式会社中央住宅  
代表取締役 品川典久

令和8年2月8日提出

久喜市長 梅田修一

提案理由

久喜看護専門学校跡地を処分したいので、久喜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、この案を提出するものであります。